

福祉避難所運営ガイドライン
【震災編】

令和6年9月改訂
練馬区

目 次

本ガイドラインについて	1
第1章 はじめに	2
1 福祉避難所の位置づけ	2
2 福祉避難所の指定	2
3 対象となる方	2
4 設置期間	3
5 福祉避難所の開設から対象者の受入れまでの流れ	3
6 参考	4
福祉避難所への避難のイメージ	5
第2章 平常時における取組	6
1 災害時に備えた事前準備	6
2 災害時を想定した訓練の実施	7
<参考> 練馬区の実践	7
第3章 災害時における対応	9
1 災害発生直後	9
<参考> 練馬区の実践	9
2 福祉避難所開設	9
3 福祉避難所の安定した運営	10
4 避難者の生活の質の向上	11
5 福祉避難所の閉鎖	11

[施設一覧]

福祉避難所一覧（住所順）

[様式集]

- 様式 1-1 号 : 福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書（表紙）
- 様式 1-2 号 : 福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書
- 様式 2 号 : 施設被災状況調査票
- 様式 3-1 号 : 建物安全確認チェック表（外観）
- 様式 3-2 号 : 建物安全確認チェック表（内観）
- 様式 4 号 : 連絡先一覧
- 様式 5 号 : 福祉避難所開設要請書
- 様式 6 号 : 要配慮者受入要請書
- 様式 7 号 : 要配慮者受入名簿
- 様式 8 号 : 報告書（日報）
- 様式 9 号 : 福祉避難所ボランティア依頼書
- 様式 10 号 : 食糧・物資等供給依頼書
- 様式 11-1 号 : 食糧・物資等管理簿（複数品目用）
- 様式 11-2 号 : 食糧・物資等管理簿（品目別）
- 様式 12 号 : 福祉避難所閉鎖通知書

本ガイドラインについて

近年、わが国では、阪神・淡路大震災（1995年）、新潟県中越地震（2004年）、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）、能登半島地震（2024年）など、数多くの大地震に見舞われ、甚大な被害がもたらされています。

区では、これらの災害を教訓に、地域防災計画の策定、避難拠点の整備、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成など、さまざまな対策を進めてきました。

このうち、避難拠点に関しては、すべての区立小中学校が避難拠点として指定されており、災害発生時には各避難拠点において被災者を受入れ、当面の生活支援を行うこととなります。ただし、避難者の中には、心身の状況から、避難拠点で生活を送ることが難しい方も想定されるため、区の地域防災計画では、その対応として福祉避難所を開設することとしています。また、令和3年5月に内閣府（防災担当）が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改訂し、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当であると示しました。そのため、福祉避難所への直接避難の検討を進めています。

本ガイドラインは、平成25年12月に福祉避難所の開設・運営等に資するよう、災害対策本部との連携のもと、災害対策福祉部において作成しました。一方、平成28年4月に起きた熊本地震では、福祉避難所の開設・運営に係る課題が浮き彫りとなりました。また、前述の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所について、市区町村を中心として、平時から取り組みを進めることが強く求められています。そこで、区では、これらを踏まえて、本ガイドラインの見直しを重ねています。

実際の災害においては、その規模や被害の状況もさまざまであり、本ガイドラインの内容を基本としつつ、現場や対策本部での緊急的な判断を加えて対応することが必要となります。そのため、平常時からさまざまな対応のシミュレーションを行っておく必要があります。各福祉避難所では、本ガイドラインおよび各施設のBCP（業務継続計画）等を考慮の上、当該福祉避難所の運営マニュアルを作成することとします。

要配慮者の方々が安定した避難生活を送ることができるよう、平常時から本ガイドラインを活用するとともに、社会情勢の変化や訓練・シミュレーションの結果等を踏まえ、今後も随時、本ガイドラインの見直しを重ねていくこととします。

第1章 はじめに

1 福祉避難所の位置づけ

自宅の倒壊や火災、高齢者等避難または避難指示等が出された場合は、避難行動要支援者等を含めた区民は、避難拠点等へ避難します。

区では、すべての区立小中学校（98校）を避難拠点として指定しており、区内において震度5弱以上の地震が発生した際には、避難拠点を開設し、避難者を受入れます。

避難拠点では、要配慮者の避難スペースを設置することとしていますが、これら避難拠点において避難生活を送ることが困難な方を対象に、福祉避難所を開設します。高齢者施設や障害者施設等を福祉避難所として指定しています。

2 福祉避難所の指定

令和6年9月現在、区では次の53施設を福祉避難所として指定しています。

- ・区立障害者福祉施設（7）
- ・民間障害者福祉施設（6）
- ・都立特別支援学校（3）
- ・区立高齢者福祉施設（8）
- ・民間高齢者福祉施設（29）

3 対象となる方

高齢者、障害者、難病患者、人工透析患者など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、心身等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

ただし、対象となる方すべてを受入れることは難しいと考えられるため、次に掲げる方など、避難生活が困難な状況を踏まえて対応します。

- 車いす利用者、視覚障害者および介護を要する方等で、現に避難している避難拠点に段差があるなどのため、移動することが困難な方
- 自閉症、精神障害、認知症などのため、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難拠点での対応が困難な方

なお各避難拠点においては、避難拠点要員が、本人の心身の状況、介助者の有無、障害の種類や程度、本人や家族の希望等を勘案し、福祉避難所への受入対象候補者を決定します。

【様式1-1号：福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書（表紙）】

【様式1-2号：福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書】

4 設置期間

災害救助法及び「災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書」では福祉避難所の設置期間は、原則として災害発生の日から起算して7日以内としています。災害の状況等により延長する場合があります。

このガイドラインについては、災害発生の日から概ね2週間程度、福祉避難所の運営が継続することを想定して作成しています。

5 福祉避難所の開設から対象者の受入れまでの流れ

(1) 避難拠点から福祉避難所への避難

ア 避難拠点への避難

要配慮者であっても危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。まずは自宅で生活することが基本となります。

自宅の倒壊や火災、高齢者等避難または避難指示等が出された場合など、自宅での生活ができない場合に、避難拠点（区立の小中学校）に避難します。

イ 避難拠点から災害対策本部への受入要請

避難拠点要員が、避難拠点での生活が困難と思われる方を把握した場合、災害対策本部に対し、福祉避難所での受入れを要請します。

【情報伝達経路】 避難拠点→情報拠点→災害対策本部

ウ 各施設から災害対策福祉部へ報告

福祉避難所に指定された施設は、施設や周辺の被害状況、職員体制、受入スペースと受入可能人数、開設時期の目安などの福祉避難所の開設可能性に関する情報を、随時災害対策福祉部へ報告します。

災害対策福祉部では、情報を集約し、開設可能な施設を把握します。

【様式2号：施設被災状況調査票】

【様式3-1号：建物安全確認チェック表（外観）】

【様式3-2号：建物安全確認チェック表（内観）】

エ 受入可能人数の調整

災害対策福祉部において、各避難拠点における福祉避難所への受入要請対象者と福祉避難所の受入可能人数等を調整して、各福祉避難所での受入対象者を決定します。

オ 施設への開設要請

災害対策福祉部では、各施設に対し、福祉避難所の開設および対象者の受入れを要請します。

カ 福祉避難所の開設

開設要請があった施設は、対象者を受入れる体制を整え、福祉避難所を開設します。

キ 福祉避難所への移送

災害対策本部は、各避難拠点へ対象者の決定を連絡します。各避難拠点は、対象者およびその家族等に対し、福祉避難所で受入れ体制が整ったことを伝え、了解を得ます。

その後、福祉避難所での受入対象者を家族や地域における支援者が移送します。これらの方を防災機関、区民防災組織、区および各施設等が支援します。

ク 避難に際しての原則

避難対象者1名につき、共に避難する介助者は1名とすることを基本とします。ただし、介助する方がいない場合や、介助者に小さな子供がいて離れられない場合など、避難者の状況により例外もあります。

(2) 福祉避難所への直接避難

要配慮者等については、急激な環境の変化に対応することが難しい場合がある等、避難拠点で過ごすことに困難を伴うことが要因となり、避難拠点へ避難する行動を起こすことが難しい場合や避難行動にためらいが生じる場合があります。避難生活の段階を考慮し、当初から適切な避難先に避難することが有効であるため、福祉避難所への直接避難の検討を進めていきます。

6 参考

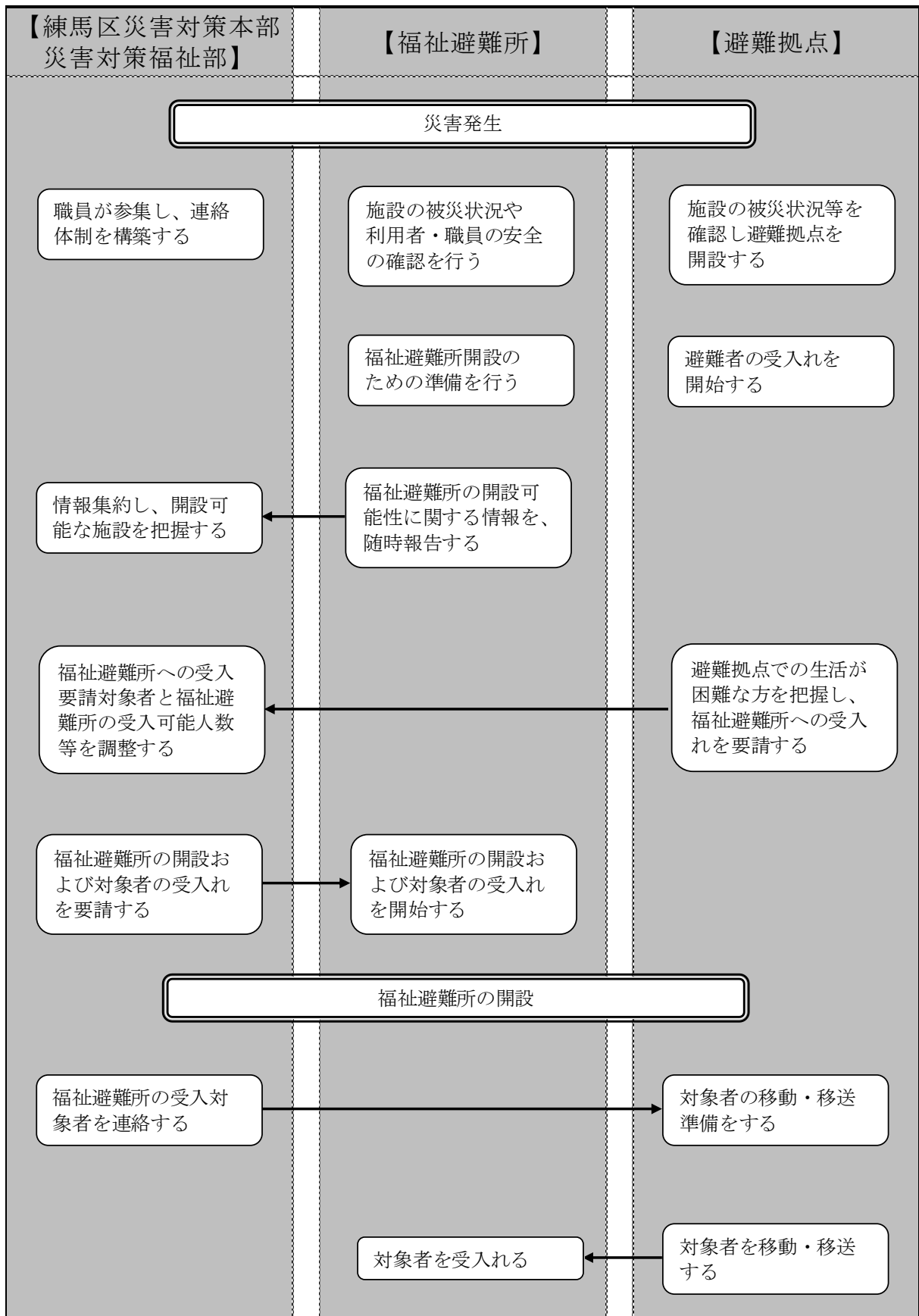
(1) 緊急入院

緊急に治療、入院の必要な方および医学的、専門的な措置が必要と思われる高齢者、障害者、難病患者、人工透析患者、傷病者等については、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送します。

(2) 業務継続計画

開設を要請されなかった施設および開設後閉鎖した施設は、業務継続計画に基づき、早期に通常業務の実施に向けて、準備を進めます。

福祉避難所への避難のイメージ



第2章 平常時における取組

1 災害時に備えた事前準備

(1) 責任者の設置

福祉避難所に指定された施設では、あらかじめ「福祉避難所責任者」と「福祉避難所副責任者」を設置し、その指揮のもと、事前準備に取り組みます。

(2) 事前準備

施設独自の運営マニュアルの整備や備蓄、訓練実施、近隣住民や施設等との協議などに取り組み、災害時に福祉避難所を速やかに設置し、円滑に運営するための準備を進めます。

以下は主な検討項目（例）

【利用可能な場所の把握】

①施設の安全面の確認方法

施設配置図や建物安全確認チェック表の活用

【様式3-1号：建物安全確認チェック表（外観）】（再掲）

【様式3-2号：建物安全確認チェック表（内観）】（再掲）

②受入スペースの確保

本部や居室のレイアウト、発電機の設置場所等

【福祉避難所の整備】

③避難者の入退所等の管理方法

④生活上の基本的なルール

プライバシー、消灯時間など

※ペット、タバコ、アルコールについては、原則禁止とします。

⑤通常利用者の支援および帰宅方法

⑥情報収集の方法（テレビ、ラジオ、無線機など）

⑦情報提供の方法（館内放送、掲示板、筆談ボードなど）

⑧医療面の対応（怪我等の救急処置、感染症対策、熱中症対策など）

⑨備蓄

物資の配給方法や食糧品等の消費期限の把握と更新、更新（入れ替え）を行った物資の各訓練での活用、発電機等の定期点検とメンテナンスなど

⑩受入対象者の移送支援

⑪不足する食糧や物資等の確保方法

【運営体制の事前準備】

⑫施設閉庁日および夜間の職員の参集方法

⑬連絡方法の確認

職員緊急連絡網、防災関係機関緊急連絡先

【様式4号：連絡先一覧】

2 災害時を想定した訓練の実施

災害を想定し、平常時から様々な対応のシミュレーションを行っておく必要があります。以下に主な訓練について例示します。

- ①通信訓練
- ②避難訓練
- ③初動対応訓練
- ④応急手当等対応訓練
- ⑤消火訓練
- ⑥職員の参集訓練
- ⑦施設利用者の引き取り訓練
- ⑧近隣住民や関係施設との連携訓練
- ⑨発電機等の活用訓練および炊き出し訓練
- ⑩福祉避難所開設訓練

<参考> 練馬区の実施

(1) 福祉避難所の指定

社会福祉施設の福祉資源を活用した福祉避難所の指定に向けた取組を進めており、今後も順次拡大に努めていきます。

(2) 食糧および物資等の援助協定

企業や団体との間で、食糧品や物品の援助に関する協定締結の取組を進めています。

(3) 震災訓練の実施

年1回の震災総合訓練では、避難拠点開設訓練や資器材操作訓練等を実施しています。また、その他に年2回の防災訓練では、自衛消防隊訓練や初動対応訓練、通信訓練など、毎回テーマを決めて実施しています。

(4) 福祉用具の優先供給協定

福祉避難所に指定している高齢者施設や障害者施設等が、優先的に福祉用具の供給を受けることができる協定を日本福祉用具供給協会と締結しています。

(5) 避難行動要支援者等の支援協力に関する協定

避難生活において生じやすい、災害時フレイルやエコノミークラス症候群等を防ぐため、理学療法士が訪問支援等を行う協定を東京都理学療法士協会と締結しています。

(6) 介護および障害福祉サービス利用者の支援に関する協定

介護および障害福祉サービス利用者の安否確認とサービス提供を行う協定を、練馬区介護サービス事業者連絡協議会および練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会と締結しています。

(7) M C A無線機の配備

福祉避難所に指定している施設等に無線機を配備し、通信訓練等の実施により、災害時の円滑な開設・運営体制を確保しています。

第3章 災害時における対応

1 災害発生直後

(1) 安全確保・応急処置

利用者、職員等の安全を確保するとともに、ガスや火の元の確認、負傷者の応急処置、初期消火等を行います。

(2) 状況の把握と報告

施設（建物・設備）の被災状況、利用者・職員の状況、施設周辺の状況等を把握し、災害対策福祉部に報告します。

【様式2号：施設被災状況調査票】（再掲）

【様式3-1号：建物安全確認チェック表（外観）】（再掲）

【様式3-2号：建物安全確認チェック表（内観）】（再掲）

(3) 体制の確保と報告

福祉避難所として使用するスペース、運営する職員体制等を確保し、受入れの人数や時期等の見込みを検討し、あらためて災害対策福祉部に報告します。

<参考>練馬区取組

災害対策福祉部では、速やかに開設要請に対応できるよう、発災直後から、施設の被害状況等を把握しておきます。

2 福祉避難所開設（発災後～2週間程度）

(1) 福祉避難所の開設

災害対策福祉部から施設に対し、福祉避難所の開設を要請します。

【様式5号：福祉避難所開設要請書】

(2) 対象者の受入れ

福祉避難所責任者および副責任者の指示のもと、生活空間の配置等を検討の上、福祉避難所を開設し、対象者の受入れを開始します。

【様式1-2号：福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書】（再掲）

【様式6号：要配慮者受入要請書】

(3) 福祉避難所への移送

各避難拠点から福祉避難所へ受入対象者を、家族や地域における支援者、防災機関、区民防災組織等が移送する際には、可能な限り支援します。

(4) 名簿の作成と報告

受入れた避難者の名簿を作成し、最新の情報を把握できるよう、更新・管理します。また、災害対策福祉部に随時状況を報告します。

【様式7号：要配慮者受入名簿】

【様式8号：報告書（日報）】

3 福祉避難所の安定した運営（発災後2日～2週間程度）

(1) 安定した運営体制の確立

福祉避難所を安定して運営できる職員体制の確立に努めるとともに、スタッフが不足する場合は、災害対策福祉部に対しボランティアの派遣を要請します。

【様式9号：福祉避難所ボランティア依頼書】

(2) 不足する食糧や物資等の確保

食糧や水、生活必需品など不足する物資については、災害対策福祉部に対し、供給を依頼し必要分を確保します。

また、食糧や物資等については、適切に管理します。

【様式10号：食糧・物資等供給依頼書】

【様式11-1号：食糧・物資等管理簿(複数品目用)】

【様式11-2号：食糧・物資等管理簿(品目別)】

(3) 衛生管理等

清掃や整理整頓、ゴミ処理等のルールを確立し、運営します。また、感染症が流行しないよう防疫対策に努めます。夏季には熱中症対策にも努めます。

(4) 緊急入院

避難者の体調等が悪化し、医療機関への入院が必要と思われる場合は、消防や医療機関等と調整し、緊急入院をさせます。

※福祉避難所職員の役割（例）

役割	内容
責任者・副責任者	避難の判断等防災対策に係る指揮および全体の総括管理
庶務	避難所運営に係る記録の保存、職員体制の確保、行政との連絡調整、情報収集その他全般
避難者の入退所等の管理	入退所届の作成、安否問い合わせへの対応、郵便物等の取次ぎ
避難者支援	相談等の避難者の生活支援
施設管理	福祉避難所スペースの確保、危険箇所への応急措置・修繕、防火・防犯
保健・衛生・救護	衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、医療、応急処置等
物資・食糧（給食）	物資・食材等の手配・受入れ・管理、給食の調理・配食・片付け

4 避難者の生活の質の向上（発災後2日～2週間程度）

(1) 避難者の健康対策

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、避難者の状態には十分に注意する必要があります。避難生活により活動力が低下しないよう、身体を動かせる場所の確保にも努めます。

(2) 生活相談

福祉避難所内に相談担当者を置き、避難者の生活に必要な援助や様々な相談等に対応します。また、必要に応じ災害対策本部、災害対策福祉部や関係機関等へつなげます。

(3) コミュニケーション対策

コミュニケーションや情報伝達のため、ホワイトボードや筆談ボードの準備、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア等の派遣を災害対策福祉部に依頼します。

【様式9号：福祉避難所ボランティア依頼書】（再掲）

(4) 情報提供

掲示板や館内放送なども活用し、適宜正確な情報提供と適切な指示を行います。館内放送の内容については、聞き取れない場合も考えられるため、あわせて掲示も行うようにします。

(5) 福祉サービスの提供

総合福祉事務所や保健相談所、福祉サービス事業者等と連携を図り、ホームヘルパー派遣等の必要な福祉サービスの提供に努めます。

5 福祉避難所の閉鎖

(1) 福祉避難所の統廃合

各福祉避難所では、避難者が自宅に戻るなどで、次第に避難者数にばらつきが出るのが考えられます。また、施設の本来業務のため、福祉避難所の運営を行う人員を確保できない施設も出てくる可能性があります。

そのような場合には、災害対策本部、災害対策福祉部および当該施設で協議の上、福祉避難所の統廃合を検討します。その際には、対象者や家族等に十分な説明を行い、理解と協力を得る必要があります。

(2) 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所においては、避難者に対して、区と協力し、各種の支援制度等につなげることで、福祉避難所の早期閉鎖を目指します。

避難者の撤収が完了し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

【様式12号：福祉避難所閉鎖通知書】

(3) 使用した物資等の確認および費用の積算と報告

福祉避難所の閉鎖にあたっては、使用した物資等を確認するとともに、設置および管理運営に要した費用は、区所定の様式により、災害対策福祉部に報告します。また、費用の積算根拠となる領収書等の証拠書類は、施設でそろえておく必要があります（5年保存）。

福祉避難所一覧(住所順)

	施設名	住所	電話
1	特別養護老人ホーム 第2育秀苑	羽沢2-8-16	3991-0523
2	介護老人保健施設 リハビリパーク練馬	豊玉北1-20-20	6914-8760
3	豊玉南しあわせの里デイサービスセンター	豊玉南2-26-6	5946-2323
4	豊玉デイサービスセンター	豊玉南3-9-13	3993-1341
5	特別養護老人ホーム 育秀苑	桜台2-2-8	3557-7637
6	練馬の丘キングス・ガーデンデイサービス	練馬2-27-7	6629-4599
7	練馬デイサービスセンター	練馬2-24-3	5984-1701
8	心身障害者福祉センター	貫井1-9-1	3926-7211
9	貫井福祉園	貫井2-16-12	5987-0400
10	錦デイサービスセンター	錦2-6-14	3937-5031
11	介護老人保健施設 ライフサポートひなた	氷川台2-14-3	5922-6788
12	氷川台福祉園	氷川台2-16-2	3931-0167
13	練馬キングス・ガーデンデイサービスセンター	早宮2-10-22	5399-5315
14	練馬高松園デイサービスセンター	高松2-9-3	3926-3026
15	特別養護老人ホーム 第3練馬高松園	高松2-30-8	5848-8000
16	高松デイサービスセンター	高松6-3-24	3995-5107
17	練馬特別支援学校	高松6-17-1	5393-3524
18	デイサービスセンターさくらの苑	北町8-21-19	3931-0008
19	田柄福祉園	田柄3-14-9	3577-2201
20	田柄デイサービスセンター	田柄4-12-10	3825-1551
21	光が丘福祉園	光が丘2-4-10	3976-5100
22	光が丘デイサービスセンター	光が丘2-9-6	5997-7706
23	第3育秀苑デイサービスセンター	土支田1-31-5	6904-0105
24	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬	土支田2-16-27	5935-6397
25	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜練馬アネックス	土支田2-36-16	5935-6705
26	土支田デイサービスセンター	土支田2-40-18	5387-6760
27	サービス付き高齢者向け住宅 エクセレント練馬プレミア	平和台1-17-10	3937-1331
28	富士見台デイサービスセンター	富士見台1-22-4	5241-6010
29	Leaves練馬高野台	高野台3-8-5	6915-9344
30	高野台デイサービスセンター	高野台5-24-1	5923-0831
31	谷原フレンド	谷原5-6-5	5910-8488
32	有料老人ホーム しゃくじい台翔裕館	石神井台7-12-22	6904-8265
33	石神井特別支援学校	石神井台8-20-35	3929-0012
34	特別養護老人ホーム 上石神井幸朋苑	上石神井3-2-18	5991-1331
35	デイサービスセンターフローラ石神井公園	下石神井3-6-13	3996-6600
36	大泉デイサービスセンター	東大泉2-11-21	5387-2201
37	東大泉デイサービスセンター	東大泉5-15-2	5387-1021
38	旭出生産福祉園	東大泉7-21-32	3925-6166
39	特別養護老人ホーム サンライズ大泉	西大泉4-20-17	5935-7401
40	光陽苑デイサービスセンター	西大泉5-21-2	3923-5264
41	大泉町福祉園	大泉町3-29-20	5387-4681
42	特別養護老人ホーム おおいずみの里	大泉町4-20-7	6904-6602
43	やすらぎミラージュデイサービスセンター	大泉町4-24-7	5905-1191
44	大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町2-20-21	5933-0742
45	特別養護老人ホーム 大泉学園ふれあいの里	大泉学園町2-30-42	6904-4670
46	大泉学園町福祉園	大泉学園町3-9-20	3923-8540
47	やすらぎ舎デイサービスセンター	大泉学園町7-12-32	5387-5577
48	大泉特別支援学校	大泉学園町9-3-1	3921-1381
49	練馬福祉園	大泉学園町9-4-1	3978-5141
50	やすらぎの杜	関町北5-7-10	3928-3315
51	第二光陽苑デイサービスセンター	関町北5-7-22	5991-9917
52	関町福祉園	関町南3-15-35	3594-0217
53	関町デイサービスセンター	関町南4-9-28	3928-5030

(様式1-1号)

避難拠点 ⇒ 練馬区災対本部

福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書 (表紙)

年 月 日

福祉避難所受入対象候補者について、以下のとおり報告いたします。

避難拠点名		
候補者人数	人	
担当連絡先	氏名	
	電話	
	F A X	

避難拠点 ⇒ 練馬区災対本部
 練馬区災対福祉部 ⇒ 施設

福祉避難所受入対象候補者状況チェック表 兼 福祉避難所あて情報提供書

1-1 本人

フリガナ					
氏名					
住所					
年齢		性別		連絡先	

1-2 介助者(家族等) いる(下欄に記入) いない(下欄未記入で可)

フリガナ					
氏名					
本人との関係		年齢		性別	
				連絡先	

2-1 本人の状況

身体状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(____級) (<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 下肢・体幹 <input type="checkbox"/> 上肢 <input type="checkbox"/> 音声・言語 <input type="checkbox"/> 内部障害 <input type="checkbox"/> その他(_____)) <input type="checkbox"/> 愛の手帳(____度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(____級) <input type="checkbox"/> 要介護度(要介護____・要支援____) <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 医療的ケア(<input type="checkbox"/> 人工呼吸器使用 <input type="checkbox"/> その他(_____)) <input type="checkbox"/> 難病患者(病名_____)) <input type="checkbox"/> その他(_____))
------	--

避難拠点での生活が困難な理由	【生活が困難になっている具体的な行為・状況や、裏面のチェック表で「はい」を選択した項目についての詳細等を記入する。】
----------------	--

その他(かかりつけ医、服薬等)	
-----------------	--

裏面も記入する

2-2 本人の状況チェック表

No	項目	基準	どちらかにチェック	
			はい	いいえ
1	移動	移動困難のため避難拠点内施設・設備(トイレ等)が利用できない、または介助の負担が大きい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	食事	避難拠点で提供する食事(食形態)では摂取困難である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	排泄	避難拠点内のトイレを利用できない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	徘徊	頻繁に歩き回ったり突発的に走り出す、制止が効かない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	興奮・パニック	常時あるいは何かのきっかけで興奮し大声をあげたり、暴力的な行為に及んだり衝動的な行動がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	不眠・昼夜逆転	昼夜逆転のため他の避難者の睡眠を妨げてしまう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	大声を出す	常時、または頻繁に大声を出し続け、周囲に迷惑をかけてしまう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	強いこだわり	特定の物や人に対する強いこだわりから、避難生活が難しくなる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	突発的行動	突然走り出したり抱き着いたりして、他の避難者の怪我等につながる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	不安・緊張	周囲からの関わり、言葉がけ等に拒否的で、集団生活に苦痛を感じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	医療的ケア	日常生活上、吸引等の医療的ケアを要するが、避難拠点で行えるスペース、設備がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	攻撃的行動	興奮したりパニック状態になると、周囲の方を叩いたり、蹴ったりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	自傷行為	自傷行為がある(生命に危険のない範囲)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	幻覚・妄想	幻聴・幻覚・妄想などがあり、避難生活に馴染めない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	盗癖	自分と他人の物の区別がつかない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	火の扱い	火をいたずらする、不始末がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	不潔行為	トイレで排泄物(糞尿)を触る、またはおむつ・下着の中に手を入れて触る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	被害的	被害妄想が強く、周囲とトラブルに発展する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	破壊行為	避難拠点の設備や避難者の私物等を、壊したり破いたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計数				

3 本人および介助者への伝達事項

●伝達したらチェックする。

<input type="checkbox"/>	福祉避難所指定施設の被害状況等によって、受入調整に時間がかかる場合があります。
<input type="checkbox"/>	福祉避難所に避難する際は、本人1名に対し介助者1名と一緒に避難してください。 ※介助者(家族等)がいない場合は伝達不要

【災対福祉部処理欄】

受付No	避難拠点名	収受者氏名	収受日時	避難する福祉避難所名

施設 ⇒ 練馬区災対福祉部

施設被災状況調査票

年 月 日() 時 分現在

1	施設名				
2	住 所				
3	連絡担当者		電話番号等		
4	現 況	開館	休館	閉鎖中	
5	人的被害状況				
6	建物被害状況				
7	ライフライン 被害状況	電気		ガス	
		水道		トイレ	
		インターネット		電話・FAX	
8	周辺被害状況				
9	職 員 数	職員数		出勤数	
10	利用者数	発災時		現在数	
11	福祉避難所の 開設準備状況				
12	受入れ可能数				
13	その他報告事項 (併設施設の状 況等)				

施設 ⇒ 練馬区災対福祉部

施設被災状況調査票

〇〇年〇月〇日(木)午前9時00分現在

1	施設名	●●● 福祉園			
2	住所	練馬区 ●● 1-1-1			
3	連絡担当者	施設長 ●●	電話番号等	●●●●-●●●●	
4	現況	<input checked="" type="radio"/> 開館	<input type="radio"/> 休館	<input type="radio"/> 閉鎖中	
5	人的被害状況	職員 軽傷1名(棚からの落下物により腕を打撲)			
6	建物被害状況	エレベータが停止したが、なかに人は乗っていない			
7	ライフライン被害状況	電気	使用可能	ガス	使用可能
		水道	使用不可	トイレ	使用可能
		インターネット	使用可能	電話・FAX	輻輳している
8	周辺被害状況	周辺一帯が断水している模様。			
9	職員数	職員数	15	出勤数	10
10	利用者数	発災時	10	現在数	9
11	福祉避難所の開設準備状況	開設は可能			
12	受入れ可能数	10人程度の受け入れ可能			
13	その他報告事項(併設施設の状況等)	利用者1名は保護者の迎えにより帰宅			

建物安全確認チェック表(外観)

施設名: _____

確認日時: _____

確認者: _____

- チェックをする際には二次災害によるケガ等を防ぐため、2人1組で実施してください。
- チェック項目に関わらず、少しでも施設に不安がある場合は、施設を使用しないでください。
- 一度の調査で済まらずに定期的に調査(特に2回目以降の地震の後など)してください。

No	チェック項目	A	B	C
1	近隣で火災が発生しているか。	いいえ	はい (可能な範囲で消火活動を実施)	—
2	延焼の危険性はあるか。	いいえ	はい (煙が施設に向かってこない) (施設が風上側)	はい (煙が施設に向かってくる) (施設が風下側)
3	周辺でガスの臭いがするか。	いいえ	はい (元栓を閉め、火気を使用しない)	—
4	隣接する建物が傾き、施設に倒れこむ危険性はあるか。	いいえ	傾いている感じがする	倒れこみそうである
5	施設周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化などはあるか。	いいえ	生じた	ひどく生じた
6	施設が沈下している、あるいは、施設周辺の地面が沈下しているか。	いいえ	生じた (20cm～1m)	ひどく生じた (1m以上)
7	施設が傾斜しているか。	いいえ	傾斜しているような気がする (2～6cm)	明らかに傾斜した (6cm以上)
8	外部の柱や壁にひび割れがあるか。	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	幅2mm程度のひび割れでコンクリートの剥離が極めてわずか	幅2mm以上のひび割れで鉄筋が露出している
9	外壁タイル・モルタルなどが落下しているか。	いいえ	落下しかけている、落下している	—

判断基準(外観)	対応
Aのみの場合(使用可)	危険箇所(内観でB,Cがついた場所)に注意し、施設を使用する
Bが一つでもある場合(要注意)	施設には立ち入らず、応急危険度判定員の到着を待ち、安全を確認する
Cが一つでもある場合(危険)	施設は使用しない

建物安全確認チェック表(内観)

施設名: _____

確認日時: _____

確認者: _____

- チェックをする際には二次災害によるケガ等を防ぐため、2人1組で実施してください。
- 各部屋や通路ごとに確認してください。
- 一度の調査で済まらずに定期的に調査(特に2回目以降の地震の後など)してください。

No	チェック項目	A	B	C
1	床が壊れているか。	いいえ	少し傾いている、下がっている	大きく傾いている、下がっている
2	内部の柱や壁にひび割れがあるか。	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	幅2mm程度のひび割れでコンクリートの剥離が極めてわずか	幅2mm以上のひび割れで鉄筋が露出している
3	建具やドアが壊れているか。	いいえ	建具やドアが動かない	建具やドアが壊れている
4	備品等が転倒、落下しているか。	いいえ又は応急措置で対応可能	—	応急措置では対応不可能
5	天井、照明器具が落下しているか。	いいえ	落下しかけている	落下した
6	窓ガラスが破損しているか。	いいえ又は応急措置で対応可能	—	応急措置では対応不可能
7	ガスの臭いがするか。	いいえ	はい (元栓を閉め、火気を使用しない) (換気する)	—
8	【その他の被害】			

判断基準(内観)	対応
Aのみの場合(使用可)	施設を使用する
Bが一つでもある場合(要注意)	危険箇所を立入禁止とし、施設を使用する
Cが一つでもある場合(危険)	危険箇所を立入禁止とし、施設を使用する

施設

連絡先一覧

○福祉避難所に関する情報

名 称	
住 所	
電 話	
F A X	
防災無線	

○関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	住所	電話	夜間電話	F A X
防災	(区担当課)				
	福祉部管理課	豊玉北 6 - 12 - 1	5984-1337	5984-1337	5984-1214
	区民防災課	豊玉北 6 - 12 - 1	5984-2601	5984-2601	3993-1194
	(近隣の消防署)				
	(近隣の警察署)				
救援	(近隣の医療機関)				
	(協力施設)				
	(近隣の避難拠点)				
	(町会長)				
	(民生・児童委員)				
	(民生・児童委員)				
生活 関連	(電力会社)				
	(ガス会社)				
	(水道)				
	(電話)				
他					

練馬区災対福祉部 ⇒ 施設

福祉避難所開設要請書

(施設長) 様

年 月 日

練馬区長

災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書第3条の規定に基づき、福祉避難所の開設について下記のとおり要請します。

記

施設名	
開設期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () ※開設期間の延長が必要な場合は、協議の上延長を行うこととします。
備考	

練馬区災対福祉部 ⇒ 施設

要配慮者受入要請書

年 月 日

要配慮者の受入について、以下のとおり要請します。

受入施設名		
要請避難拠点名		
受入要請人数	人 ※詳細は（様式1-2号）を参照	
練馬区担当連絡先	氏名	
	電話	
	F A X	

施設 ⇒ 練馬区災対福祉部

所長	副所長		担当

報告書 (日報)

施設名: _____ 報告者: _____

報告日時: 年 月 日() 午前・午後 時 分

施設の状況	建物	異常なし・異常あり (
	電気	異常なし・異常あり (
	ガス	異常なし・異常あり (
	水道	異常なし・異常あり (
	トイレ	異常なし・異常あり (
	インターネット	異常なし・異常あり (
	電話・FAX	異常なし・異常あり (
	資器材	異常なし・異常あり (

入所者数	<input type="checkbox"/> 変更なし	避難者 名	介助者 名	合計 名
	<input type="checkbox"/> 変更あり(下記)			

新規 受入者 名	要配慮者	介助者	退所者名	要配慮者	介助者	

★連絡事項等

施設 ⇒ 練馬区災対福祉部

(電話：)

(FAX：)

福祉避難所ボランティア依頼書

依頼日時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分

施設名		電話	
住所	(〒 -)	FAX	
		担当者	

作業内容	
希望日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
希望時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
必要人数	男性 名 ・ 女性 名 【合計 名】
必要な資格等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [資格の種類等:]
力仕事	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [内容:]
危険性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [内容:]
作業用機具	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 [内容:]
施設および周辺の状況等	
連絡事項	

施設 ⇒ 練馬区災対福祉部

食糧・物資等供給依頼書

依頼日時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分

施設名		電 話	
住 所	(〒 -)	F A X	
		担当者	

	依頼物資品目	数量	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
連絡事項等			

練馬区使用欄

	手配物資品目	数量	手配日時
1			月 日 () 午前・午後 時 分
2			月 日 () 午前・午後 時 分
3			月 日 () 午前・午後 時 分
4			月 日 () 午前・午後 時 分
5			月 日 () 午前・午後 時 分
6			月 日 () 午前・午後 時 分
7			月 日 () 午前・午後 時 分
8			月 日 () 午前・午後 時 分
9			月 日 () 午前・午後 時 分
10			月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項等			

練馬区災対福祉部 ⇒ 施設

福祉避難所閉鎖通知書

(施設長) 様

年 月 日

練馬区長

災害時における福祉避難所について、下記のとおり閉鎖します。

記

施設名	
閉鎖日	年 月 日
備考	